

静岡南部特別支援学校いじめ防止基本方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より）

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要で、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こるものであるという基本認識に立ち、職員だけでなく子どもたちも「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。そして、すべての児童生徒が安心して楽しく学校生活を送れるように保護者や静岡済生会療育センター令和、関係機関と連携しながら、いじめの未然防止に努める。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると認識する。

いじめ防止のために、県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することが求められている。

ここに本校のいじめ防止基本方針を定め、特定の教員が抱え込まないよう学校全体で組織として一貫した対応をとり、いじめの解消と再発防止に努める。本方針と学校いじめ対策組織「いじめ防止対策委員会」が、児童生徒・保護者に対して、いじめを迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることをホームページ上や保護者面談で公表し、年度ごと、保護者や関係機関に説明する。

2 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 未然防止のために

ア 児童生徒が生き生きと取り組む学習活動の展開

- (ア) 主体的な取り組みを引き出す授業や、感動したり表現を楽しんだりする活動を大切にする。
- (イ) 様々な体験活動やいろいろな年代の人と関わる活動を取り入れ、自分で「考える」「決める」「選ぶ」ことができる指導を展開する。

イ 児童生徒の人権の尊重

- (ア) 児童生徒の良さや可能性を最大限に引き出すとともに、思いや表現を受け止めるよう心掛ける。
- (イ) 自他を認め互いに尊重することを大切にした指導を行い、互いの個性や違いを認め合える望ましい人間関係づくり及び安心して自己表現ができる集団づくりに務める。これらを、いじめの防止に資する活動として位置付けて取り組む。

ウ 職員の意識・資質の向上

- (ア) 職員は、常に人権感覚を磨くとともに、気持ちを通じ合う風通しの良い組織づくりをする。
- (イ) 相手の立場に立った言動を心掛け、気になることは互いに注意し合い周囲に報告や相談をする。
- (ウ) 児童生徒一人一人の家庭の状況や静岡済生会療育センター令和での生活の様子を踏まえ、全職員で愛情をもって接することで信頼関係を深める。
- (エ) 学部会、学年会、グループ会等で児童生徒への関わり方や支援の仕方について話し合う機

会を設け、相互に確認しあう。

- (オ) いじめの防止等のための取組（環境づくり、定期的なアンケート、面談、研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- (カ) 学校いじめ対策組織「いじめ防止対策委員会」の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

(2) 早期発見のために

ア 毎日の観察

- (ア) 常に児童生徒の様子に目を配り、わずかな変化やあらわれについて学級や学年、グループの職員と共通理解しておく。
- (イ) 子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握することに努める。

イ いじめに関するアンケート

学校評価などで児童生徒本人からから、いじめを見たり、受けていたりしていないかを聞き取り、状況を把握する。

ウ 静岡済生会療育センター令和及び保護者との連携

- (ア) 静岡済生会療育センター令和との連絡を密にし、児童生徒の様子について共通理解すると共に、気になる内容については連絡会やケース会議で取り上げる等して迅速に対応する。
- (イ) 担任は、COCOO等で児童生徒の学校での様子を保護者に丁寧に伝えたり、必要に応じてセンターや保護者に連絡を取り、センターでの様子や帰省した時の様子を把握したりする。また、個別面談等では保護者の思いを受け止めるとともに気になることについても気軽に相談できるような信頼関係を構築する。

エ 相談体制の確立

いじめの相談や通報の窓口は、担任又は教頭とする。全職員で児童生徒を育てるということを基本として、児童生徒や保護者への言葉掛け等を行い、児童生徒及び保護者が気軽に相談できる環境を作る。

オ 組織的な対応

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織「いじめ防止対策委員会」に報告を怠ることのないように、速やかに情報を共有するとともに組織的に対応する。

3 学校いじめ対策組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

ア 委員会の委員は以下のものとする。

- <校内委員> 校長、教頭、小学部主事、中学部主事、教務主任、訪問主任、生徒指導主事、養護教諭
- <校外委員> 学校医、静岡済生会療育センター令和療育支援課長、PTA会長
*その他校長が必要と認める者

- イ 委員会は定期的にいじめの情報収集、取組方針の企画立案や必要に応じて校長が召集する。また、校外委員の招聘については校長の指示により決定する。
- ウ いじめの兆候を把握したときやいじめの相談情報等があった場合は、その都度臨時開催とする。
- エ 委員会は相談や通報の窓口を担う。

(2) いじめに対する対応

ア いじめが疑われる場合

担任等は、児童生徒や保護者からいじめについての情報や相談を受けた場合は、いつ、どこで、誰が、何を、どのように等の訴えの概要を迅速に学部主事や管理職に報告するとともに事実関係を把握する。校長は、学校いじめ対策組織「いじめ防止対策委員会」を招集し、いじめの疑いに関する情報を迅速に収集し、その対応について検討し全職員で共有する。

イ いじめの事実が確認された場合

早急に校長が学校いじめ対策組織「いじめ防止対策委員会」を招集し、情報の召集及び記録、情報の共有、いじめの事実確認を行うとともにいじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒やその周囲の児童生徒への指導、保護者への対応、静岡済生会療育センター令和や関係機関との連携をいつ、だれが、どのように行うか等について決め、全職員に周知する。

＊いじめが「解消している」状態（以下の2点が満たされていること）

(ア) いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること

(イ) いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

4 重大事態への対応

(1)重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ 不登校重大事態として、いじめによる当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を長期欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2)重大事態発生時の基本的対応

ア 管理職へ正確な情報を迅速かつ正確に伝える。

イ 躊躇なく教育委員会、静岡済生会療育センター令和をはじめ関係機関へ報告し支援を求める。

ウ 児童生徒、保護者、静岡済生会療育センター令和へ正確な情報を迅速に伝え二次被害を防止する。

エ 事案によっては、専門家を加えるなどして対応する。

(3)保護者への対応

保護者会を開催し、趣旨説明、情報提供及び対応策を提示し、すべての子どもを守り、よい方向に向かえるよう学校と保護者が対応すべき方向を明確に伝え共通理解を図る。

(4)外部への対応

教育委員会と連携し、対応の窓口を一本化する。なお、取材要請があった場合は教育委員会と相談しながら学校運営に混乱を招かないよう配慮する。

いじめ対応フロー図（静岡南部版）

情報収集（聞き取り）・安全の確保

いじめの疑い・通報・発見

発見

- ◆いじめの現場を発見
- ◆日常の観察、目撃情報
- ◆センター職員や保護者からの訴え
- ◆児童生徒・保護者からの情報 等

24 時間以内に対応

必ず複数の教員で対応

- 予断を挟まず丁寧に聞く
- 保護者やセンター令和職員からの情報
- 聞き取る内容

いつ どこで 誰が
何を どのように どうした
※聞き取りシートの活用

【聞き取りの際の注意事項】

- ①児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
- ③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
- ④詳細かつ正確に記録を残す。
- ⑤被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。
- ⑥加害児童生徒への心のケアや支援

最優先

抱え込まず、即報告

- ◎学部主事
- ◎生徒指導主事
- ◎校長・教頭・教務主任 等

いじめ防止対策委員会（相談・通報窓口）

3 日以内に開催

いじめの疑いの段階
で開催（組織で判断）

- ◆事実確認
- ◆指導・対応等の体制確立
- ◆対応方針の決定・共通理解

いじめ防止対策推進法に基づく 組織的な対応

事案の状況により、対応者を決定
（担任・部主事・教育相談・養護教諭等）

■初期の組織対応

- (1) 情報の整理・共有
 - ・いじめの対応
 - ・聞き取り状況
- (2) 対応の決定
 - ・心のケア
 - ・関係者の指導・支援
 - ・センター令和職員、保護者との協議

■メンバー

- 校長・教頭
- 教務主任
- 生徒指導主事
- 部主事・担任
- 養護教諭 等

助言

【外部専門家】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールロイヤー 等

保護者

センター令和

教育委員会

警察

医療機関

報告・共有・組織対応

いじめの解消に向けた指導・支援

いじめの未然防止に向けた指導・支援

5 いじめ防止等のための年間計画

時期	児童生徒	教職員	保護者等
【1学期】	道徳教育・特別の教科「道徳」の目標 『あいさつをしよう』を伝えよう 小学部：1年生を迎える会 交流校（西豊田小、中央 特支小学部）との共同学習 訪問教育：スクーリング 中学部：仲間と仲よくなろう 交流校（中央特支中学部、 豊田中）との共同学習	いじめ防止対策委員会① ・いじめ防止基本方針の概要 ・HPでの基本方針の周知 人権教育推進委員会① ・人権教育全体計画の概要 職員会議 ・道徳教育全体計画の周知 人権研修①「静岡県の人権教育」 共生共育推進委員会 人権研修②「人権教育実践例」	学校運営協議会① ・いじめ防止基本方針の概要 始業式 入学式 保護者面談①
【2学期】	道徳教育・特別の教科「道徳」の目標 『みんながんばっています』を伝えよう、知ろう 小学部：交流校（西豊田小、視覚特支小学部、 中央特支小学部）との共同学習 訪問教育：スクーリング 中学部：交流校（中央特支中学部、 豊田中）との共同学習 学校評価アンケート（児童生徒用 いじめの内容を含む）	人権教育推進委員会② ・人権教育中間報告 人権研修③「人権教育実践例」	保護者面談② 学校評価アンケート（保護者用い じめの内容を含む） 学校運営協議会②③ ・経過報告
【3学期】	道徳教育・特別の教科「道徳」の目標 『できた！やったね！』を伝えよう、知ろう 小学部：交流校（西豊田小、中央特支小学 部）との共同学習 訪問教育：スクーリング 中学部：交流校（中央特支中学部、 豊田中）との共同学習	人権教育推進委員会③ ・今年度の総括 いじめ防止対策委員会② ・今年度の総括	保護者面談③ 学校運営協議会④ ・今年度の総括
【随時】	学部のルールを学ぼう（社会のきまり） 任された仕事に取り組もう（責任感） 友達の気持ちを考えよう（思いやり） 外国の文化に触れよう（文化の多様性）	（臨時）いじめ防止対策委員会 教育相談・進路相談 センター令和とのモニタリ ング会議	教育相談・進路相談

回 覧	校長	教頭	事務長	部主事（小）	部主事（中）	訪問主任	養護教諭	教務主任	生徒指導

聞き取りシート

相談者	加害 ・ 被害 ・ その他（ ）	
	学部 ・ 学年	
	名前（ふりがな）	
聞き取り日時	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後 時 分	
聞き取り者		
記録者		
発生状況（日時・場所・関係・発生頻度など）		
いつ		
どこで		
誰が		
何を		
どのように どうした		
対応		